

いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、将来の市場拡大が期待されているフィジカルA I 関連ビジネスについて、フィジカルA I のビジネス創出と利活用を促進することにより、世界に比肩する産業として活性化することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 関係機関による施策の情報提供及び情報共有
- (2) フィジカルA I 関連のビジネス創出や利活用を目指す企業等への支援(技術的支援、販路開拓、行政機関等の事業採択、外部資金の獲得等)
- (3) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的に賛同又は賛助する企業、団体、有識者、関係行政機関等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 コンソーシアムの目的に賛同する県内に本社若しくは開発・生産の拠点を構える中堅企業・中小企業又はこれらに所属する個人、個人事業主
- (2) 賛助会員 コンソーシアムの事業に賛助する大企業・大学・研究機関・金融機関・産業支援機関等又はこれらに所属する個人

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(会費)

第6条 コンソーシアムの入会費及び年会費は無料とする。

2 コンソーシアムが実施する個別の活動に必要な経費は、別途協議の上、当該活動に参加する者が応分に負担する。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際して

は、事務局に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、退会したものとみなす。
 - (1) 入会した企業又は団体が、解散し又は破産したとき
 - (2) 会員が法令又は公序良俗に反する行為を行う等、事務局が会員として不相当と判断したとき

(会員の権利)

第8条 正会員は、以下に掲げる権利を有する。

- (1) コンソーシアムの活動に出席し、情報発信及び情報収集する権利
- (2) コンソーシアムが主催又は共催する研修会、セミナー等に参加する権利
- (3) 事務局からのメール等による情報提供を受ける権利

2 賛助会員は、以下に掲げる権利を有する。

- (1) コンソーシアムの活動に出席し、情報発信及び情報収集する権利
- (2) コンソーシアムが主催又は共催する研修会、セミナー等に参加する権利
- (3) 事務局からのメール等による情報提供を受ける権利

(会員の義務)

第9条 会員は、本規約及びコンソーシアムが別途定める規程のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員及び事務局は、会員の機密を保持するものとし、当該機密情報をコンソーシアムの活動のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外の者に開示してはならない。
- (2) 会員は、会員以外の者からの求めに応じて、コンソーシアムを代表して講演を実施するときは、これを無償としなければならない。ただし、会員がコンソーシアム以外の活動で得た成果を講演等するときは、この限りでない。

2 本条の義務は、退会后2年間存続するものとする。

(役員)

第10条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 会長は茨城県知事とする。

3 副会長は茨城県産業戦略部長とする。

(会長及び副会長)

第11条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

(任期)

第12条 役員任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第13条 役員はいずれも無報酬とする。

(分科会)

第14条 会長は第3条の事業を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、その活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規程を定めることができる。

(事務局)

第15条 コンソーシアムの事務局は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課に設置する。

2 コンソーシアムの事務は、事務局又は事務局が指定する者が行う。

(規約の変更)

第16条 会長は、必要に応じて本規約を変更することができる。

(解散)

第17条 コンソーシアムは、次の事由によって解散する。

- (1) コンソーシアムの目的である取組の成功の不能
- (2) その他、会長が定める事由

(雑則)

第18条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

令和8年7月3日から施行する。